

9 特殊勤務手当は、5年に1度見直しを行い適正支給に務めているところであり、実際に過去の経緯からも適正に支払ってきていると思われるが、夜間看護手当については再検討すべきと思われる。つまり夜間看護手当の支払について、深夜、深夜を連続して勤務した場合、特殊勤務手当に関する規則上1回となるが、現状は試用期間として2回でカウントして支払っている。規則の解釈で対応しているとのことであるが、現状では規則違反と考えられるため、規則の改正が必要である。

平成 10 年から平成 14 年にかけて特殊勤務手当の見直しを行った概要は次のとおりである。

- 1 廃止手当
差種採卵作業手当、特例施設休日手当、簡検定作業手当、職業訓練業務従事手当
農業教育実習指導手当、家畜保健衛生業務従事手当
- 2 月額化から日額化へ変更
社会福祉業務従事手当、(相談所等を除く)、ダム管理作業手当、
消防実技訓練指導手当
- 3 対象範囲の見直し
(対象所属の見直し)
種雄牛馬取扱手当、温室内作業手当、有害薬物取扱手当、危険現場作業手当
(対象業務の見直し)
と畜業務従事手当、特殊自動車運転作業手当
- 4 額の見直し
税務手当：月額を 500 円 (徴収は 1,000 円) アップ。
平成 15 年～平成 19 年度にかけての特殊勤務手当の見直しは、平成 15 年度、平成 16 年度に調査、見直し、調整を行い平成 17 年度と平成 18 年度に条例規則を改正し、それをまとめたものが次ページのとおりである。

自動車整備業務従事手当

山梨県警察本部における自動車整備業務従事手当は、日額金額を基礎に支給されている(「技能労務職員の給与に関する訓令」(本部訓令第 45 号))。同訓令によると、当該手当は、道路運送車両法第 50 条に規定する整備管理者としての業務に従事した技能労務職員に支給されるものである。当該手当に関して、業務日誌など具体的業務を確認する書類が整備されていない。「日額特殊勤務実績簿」において、出勤した日において業務が実施されたこととして当該手当が支給されているが、従事した業務に対して支払われる手当ならば、具体的業務を確認すべき資料を整備すべきである。

銃器犯罪捜査従事手当等

警察の特殊勤務手当に関して12種類存在する。手当の数を少なくして合理的、効率的(種類を減らす)に手当の計算ができるようにすべきである。たとえば、「銃器犯罪捜査従事手当」について以下のように決まっているが、業務の分け方および日額措置(本来は回数が適当と思われる)に合理性がないと思われる。

手当の名称	日額(円)
銃器使用犯罪現場における犯人逮捕等の業務	1,200
①	
銃器を所持する犯人の逮捕の業務②	800
①に付随する固定配布業務	800
②に付随する固定配布業務	600
暴力団事務所等の張付警戒業務	600

特殊勤務手当の取扱い

No.	山梨県の手当の 種別・名称	区分 区分	支給区分	平成17年度	平成18年度	取扱い (円/月)
1	夜勤手当	○	月額	付加 夜勤手当率を日 額化		1,134
2	社会福祉施設従事者手当	●	月額			
3	防犯防犯従事者手当	○	月額			
4	医師医療従事者手当	○	月額			
5	獣医師獣医師手当	○	月額			
6	検定試験従事者手当	○	月額			
7	上級検定試験従事者手当	○	月額			
8	検定試験試験官手当	○	月額			
9	検定試験試験官手当	○	月額			
10	行政事務従事者手当	○	月額	特別 行政事務従事者手当 率を日額から月額 化		0
11	検定試験従事者手当	○	月額			
12	検定試験試験官手当	○	月額			
13	検定試験試験官手当	○	月額			
14	検定試験試験官手当	○	月額			
15	行政事務従事者手当	○	月額			
16	行政事務従事者手当	○	月額			
17	行政事務従事者手当	○	月額			
18	行政事務従事者手当	○	月額			
19	行政事務従事者手当	○	月額			
20	行政事務従事者手当	○	月額			76
21	行政事務従事者手当	○	月額			
22	行政事務従事者手当	○	月額			
23	行政事務従事者手当	○	月額			69
24	行政事務従事者手当	○	月額			49
25	行政事務従事者手当	○	月額			46
26	行政事務従事者手当	○	月額			49
27	行政事務従事者手当	○	月額			
28	行政事務従事者手当	○	月額			
29	行政事務従事者手当	○	月額			
30	行政事務従事者手当	○	月額			3,810
31	行政事務従事者手当	○	月額			1,094
32	行政事務従事者手当	○	月額			
33	行政事務従事者手当	○	月額			
34	行政事務従事者手当	○	月額			117
35	行政事務従事者手当	○	月額			
36	行政事務従事者手当	○	月額			166
37	行政事務従事者手当	○	月額			
38	行政事務従事者手当	○	月額			
39	行政事務従事者手当	○	月額			
40	行政事務従事者手当	○	月額			
41	行政事務従事者手当	○	月額			
42	行政事務従事者手当	○	月額			
43	行政事務従事者手当	○	月額			13,079
44	行政事務従事者手当	○	月額			43
45	行政事務従事者手当	○	月額			430
46	行政事務従事者手当	○	月額			20,531
合計						

●は、地方交付金の取扱いに関する項目のみを指す
○は、事務手当
注 1. 取扱いが異なる場合は、1項目毎に取扱いを記載する

夜間看護手当の支払について、準夜、深夜を連続して勤務した場合、特殊勤務手当に関する規則上1回となるが、現状は試用期間として2回でカウントして支払っている。規則の改正が必要と考える。

現行の特殊勤務手当に関する規則を病院、医務課、人事課協議のうえ解釈したようであるが、その意思決定資料はなかった。また、人事委員会の承認が行われておらず、現状は規則違反といわざるを得ない。

特殊勤務手当に関する規則（山梨県人事委員会規則第29号）

第11条 夜間看護手当は、中央病院に勤務する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる看護の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次に掲げる区分に依り当該各号に掲げる額とする。

支給要件	支給額	
	勤務1回につき	支給額
正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において行われる看護の業務に従事した職員（技労職員を含む。）	勤務時間超過者	2,000円
	調整数1	2,900円
	調整数以下者	2,800円
深夜勤とは午前零時から午前10時までの間に8時間以上割り振られた正規の勤務時間による勤務をいう。	調整数1	4,600円
	調整数以下者	5,100円

準夜・深夜を連続して勤務するのは、2交替制においてであり、夜間勤務の2交替制についての試用期間は「山梨県立中央病院に勤務する看護師の夜間勤務2交替制試験に関する定め」で、平成19年2月1日から平成20年3月31日までの14ヶ月間とされ、対象病棟は13病棟（1C、2C、3A、3B、4A、4B、5A、6A、6B、7A、7B、NICU及びICU病棟）とされている。

10 定年退職した山梨県職員の退職金は、平成 18 年度末で、平均 28 百万円程度であった。

山梨県の厳しい財政状況や有力民間企業の退職手当の支給状況などを考慮すると、山梨県職員の退職金平均 28 百万円は再検討すべきと思われる。退職手当条例の見直しの際には、人事委員会による民間給与実態調査等によって公民格差を把握し、それらの結果等を反映した制度とする必要があると思われる。

県職員の定年退職の場合の退職金は、山梨県職員の退職手当に関する条例が一部改正された後平均約 28 百万円となっている。平成 19 年度に全体で約 109 億円、現行制度が維持されれば支払総額ピークの年度の平成 34 年度は 148 億円であり、向う 24 年間の支払予定額は別紙のとおりである。

このような中で県の財政は地方交付税の激減により厳しい予算編成を行い、各種の経費削減を行い平成 18 年度では約 130 億円の見直しを行っている。

予算編成においても厳しく、平成 19 年度退職金の支払に退職手当債を 30 億円発行する予算となっている。

一方、県内の民間企業において、県職員と同様平均 28 百万円の退職金を支払っている企業は少ないと思われる。

地方公務員の給与の根本原則は、地方公務員法第 24 条に給与決定の原則が示されている。

(1) 職務給の原則 (第 1 項)

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ。

(2) 均等の原則 (第 3 項)

職員の給与は、生計費、国・他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

(3) 条例主義の原則 (第 6 項)

職員の給与は、条例で定める。

職員と民間事業の従事者の給与の比較は、単純な平均給与額で比較するのではなく、個々人の主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢等が同じ者同士を対比することが適切であるため、職員と民間事業の従事者の双方で人数的にも大半をしめる職種として、職員の行政職と、民間の事務・技術の従業員とを比較している。この比較方法をラスパイルズ比較という。

県職員と民間事業の従事者とを給与比較する場合は、

- (1) 県職員と民間事業の従事者を役職、学歴、年齢ごとに細分化
- (2) 役職、学歴、年齢が同じ者同士の給料月額を比較
- (3) これを加重平均したものが公民格差とされる。

山梨県職員の退職手当は「山梨県職員の退職手当に関する条例」に基づいて支給されるが、その大部分は国家公務員の退職手当制度に準拠している。そして退職手当は、職員が長期間継続勤務して退職する場合の勤続・功労報償を基本的性格としているものである。

国家公務員の退職手当の支給水準については、官民均衡を図るため、概ね 5 ～6 年ごとに行う民間企業の退職金実態調査を踏まえて見直しを実施してきた。平成 15 年度には、平成 14 年度に公表された平成 13 年民間企業退職金実態調査の結果に基づき、支給水準の引下げを行った。

この結果を受け山梨県職員の退職手当に関する条例を見直し、退職金が従前平均 30 百万円～31 百万円程度が約 28 百万円程度に引下げられました。

山梨県の厳しい財政事情において、退職手当債という借金 30 億円をすることにより予算編成を行っている。従って、国に準拠した改正だけでなく、民間企業の退職金の実態を盛り込んだ人事委員会の勧告などにより、公民格差の状況を把握し、条例を改正する際は、それらを考慮するよう心掛けていただきたい。

退職手当債については、第 2II16 を参照のこと

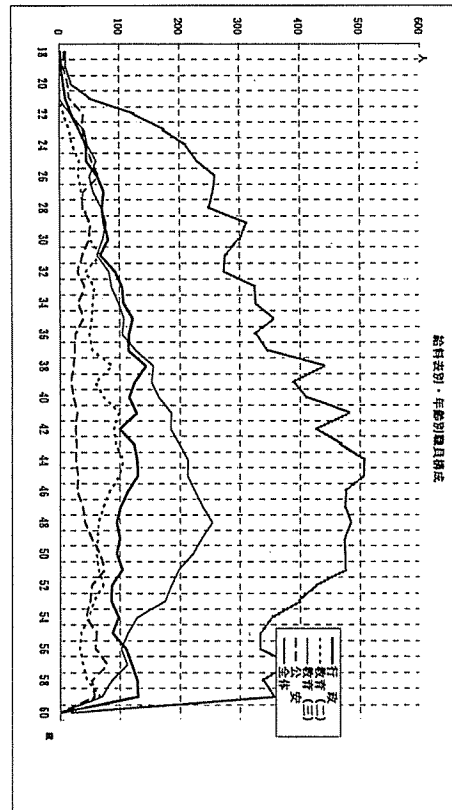
平成19年度以降の任命権者別の退職金予定額(推計額)

(単位:百万円)

年度	知事部局		教育委員会		警察本部		企業局		合計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
H20/3	160	4,571	164	4,685	58	1,657	2	57	384	10,970
H21/3	124	3,542	173	4,942	55	1,571	5	142	357	10,199
H22/3	132	3,771	174	4,971	83	2,371	2	57	391	11,170
H23/3	127	3,628	152	4,342	62	1,771	3	85	344	9,827
H24/3	113	3,228	172	4,913	64	1,828	3	85	352	10,056
H25/3	112	3,199	204	5,828	46	1,314	2	57	364	10,399
H26/3	104	2,971	251	7,170	52	1,485	1	28	408	11,656
H27/3	99	2,828	284	8,113	56	1,599	0	0	439	12,541
H28/3	105	2,999	294	8,399	82	2,342	2	57	483	13,798
H29/3	111	3,171	302	8,627	68	1,942	3	85	484	13,827
H30/3	105	2,999	318	9,084	56	1,599	3	85	482	13,770
H31/3	110	3,142	336	9,599	43	1,228	2	57	491	14,027
H32/3	100	2,856	329	9,399	50	1,428	4	114	483	13,798
H33/3	110	3,142	329	9,399	41	1,171	4	114	484	13,827
H34/3	129	3,685	337	9,627	52	1,485	2	57	520	14,855
H35/3	125	3,571	335	9,570	52	1,485	4	114	516	14,741
H36/3	125	3,571	306	8,742	43	1,228	3	85	477	13,627
H37/3	102	2,914	297	8,485	31	885	4	114	434	12,398
H38/3	131	3,742	303	8,656	46	1,314	7	199	487	13,913
H39/3	126	3,599	254	7,256	33	942	6	171	419	11,970
H40/3	129	3,685	231	6,599	31	885	5	142	396	11,313
H41/3	153	4,371	263	7,513	28	799	4	114	448	12,798
H42/3	117	3,342	196	5,599	34	971	5	142	352	10,056
H43/3	116	3,314	177	5,056	35	999	4	114	332	9,484
合計	2,865	81,850	6,181	176,585	1,201	34,311	80	2,285	10,327	295,032

(注)上記は平成18年度末の定年退職者の平均退職額に退職予定者の人数を乗じて計算している。

給料表別・年齢別職員構成



11 山梨県の退職手当制度は、国の制度に準拠しており、国と同様の支給水準となっている。
 人事院では昭和46年に民間企業の退職金について調査し、民間の支給水準との乖離をなくすため、通常の退職金に20%を上乗せして支払う調整率制度を設けた。その後の数回の調査により、現在の調整率は4%となっている。

この調整率制度は、山梨県の退職手当条例にも規定されているが、民間企業の退職金の状況を考慮した時、県職員と同程度の退職金を支給できる企業はほとんどないと思われるため、民間給与実態調査等において民間の支給水準を把握した上で、退職金の調整率について検討する必要がある。

山梨県の退職金手当制度は、国に準じて構成されている。通常の退職金に上乗せする制度創設の経緯、調整率の変遷、平成17年度の退職手当制度の改正との関係、昭和48年条例45号附則第5項、6項及び7項の「当分の間」の期限の考え方は次のとおりである。

1 制度創設の経緯

昭和46年時点の人事院による民間企業の退職金実態調査の結果、民間企業の水準が、割程度度の従来の退職金水準を上回っていることが判明したことから、暫定措置として、勤続期間が20年以上の職員が自己都合以外の理由により退職した場合120/100の調整率を設定した。

2 調整率の変遷 (国による民間企業退職金実態調査結果を反映)

S57.1.1～	117/100
S58.1.1～	113/100
S59.1.1～	110/100
H15.10.1～	107/100
H16.10.1～	104/100

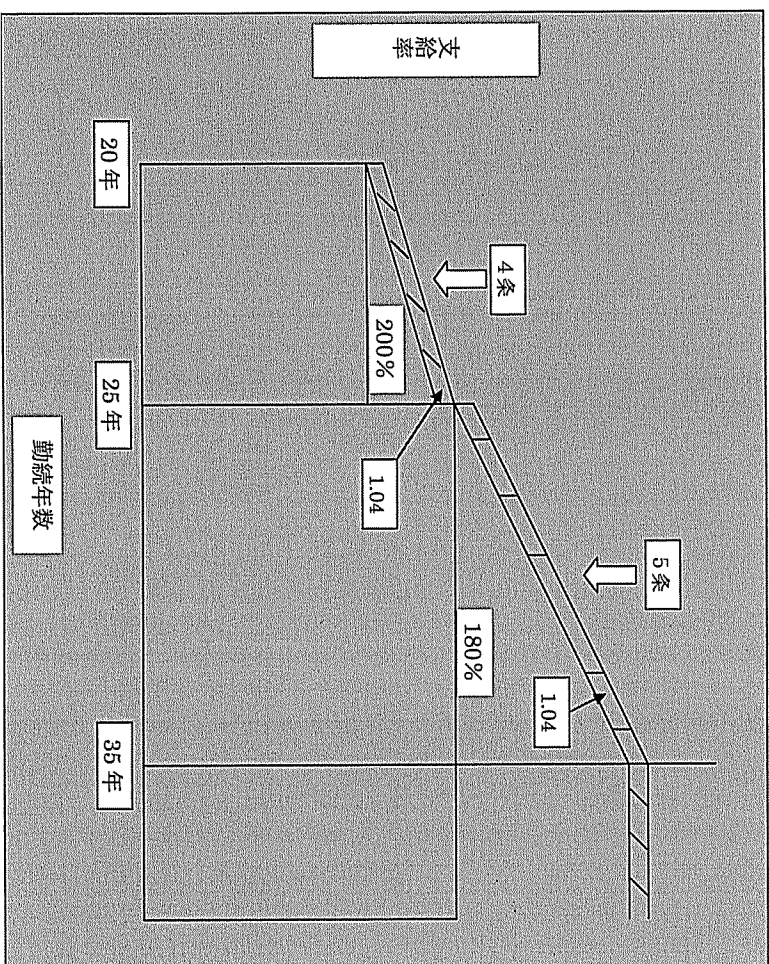
3 平成17年度の退職手当制度の改正との関係 (総務省人事恩給局による)

平成17年度の退職手当法の改正は、国家公務員制度改革の過程において指摘されてきた構造面の見直しを行ったものであり、調整率については、おおむね5～6年毎に実施する民間企業退職金実態調査の結果を踏まえて見直しを行うこととしている。

4 「当分の間」の期限について (総務省人事恩給局による)

「当分の間」は、一定の期間を見通すことができないことを理由として規定されたものであり、将来、民間企業退職金実態調査結果等により立法上の措置が講じられるまでは、そのまま存続し、効力を有することとなる。

昭和48年条例第45号附則第5項、6項及び7項による退職手当の基本額の調整に基づき当分の間104/100を乗じて退職手当の基本額を増加して現在に至っている。



(注) 上記4条、5条というのは山梨県職員の退職手当に関する条例によるものである。

12

平成18年度末に退職した職員について一部を抽出して調査した結果、勤続25年以上で年度末年齢が50歳以上の者61名の退職のうち自己都合退職者は3名、勤奨退職者は58名であり、95%が勤奨退職者となっていた。勤奨退職者とは、民間企業における会社都合退職に類似した取り扱いがなされる者であり、退職時の勤続年数及び年齢による差はあるが、自己都合退職者に比べて退職金が概ね2割から3割増される(一部割増退職金が含まれている)。

県の退職勤奨制度は、職員の新陳代謝を促すことにより組織を活性化し、効果的な行政運営を確保することを目的としたものであり、企業の事業廃止等に伴う整理退職などは性格を異にするものである。

職員へ広く声をかけて、一定期間を区切って(勤奨職員の退職の申し出月日は現状年明けの1月20日までとしている。それは1月20日であれば人事異動に間に合うため)退職を促し、勤奨に応じる意思のある者について勤奨を行う仕組みである。

当該勤奨制度は、毎年度行われていることから自己都合で退職せざるを得ない者も、この制度の要件を具備すれば一定額以上の退職金が支給される。

このため現状の勤奨制度を廃止し、例えば3年程度に1回実施する勤奨制度にすることなどにより、自己都合退職を明確にして退職金の支出を抑制することも検討すべきである。

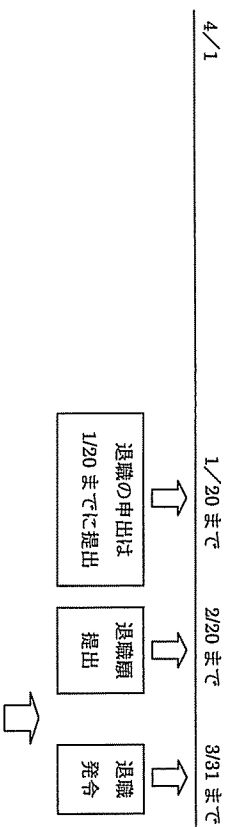
現状の県職員の退職金の取扱いの概要

	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
自己都合退職 27名	×	×	×	×	×
勤奨退職 68名		×	×	×	×
定年 114名					×

★50歳以上の退職の大部分を勤奨退職として取扱うことは再検討すべきである。

基本的に50歳未満の者の多くは自己都合退職であるが、50歳以上の者は基本的に自己都合退職がなく、大部分が勤奨退職となっている。平成18年度の勤続25年以上で年度末年齢が50歳以上の勤奨退職者58名のうち仮に2割が自己都合退職とみなした場合、勤奨退職と自己都合退職との差額を後記約8百万円として計算してみると $58名 \times 0.2 \times 8百万円 = 92.8百万円$ となる。

退職勤奨に関する要綱によると、
現状の勤奨



(注)平成18年度に50歳以上で勤続25年以上の者が勤奨退職でなく自己都合退職となったが、その者は3月20日以降人事異動内示後に退職の意思を示したためである。この者の勤奨退職と自己都合退職との退職金を比較すると次のとおりである。

退職区分	勤続年数	退職時年齢	退職金
勤奨退職	35年	53歳	27,578,846
自己都合退職	35年	53歳	19,589,950
		差額	7,988,896

条例上勲奨退職として取り扱われる場合

- (1) 勤続 25 年以上で年度末年齢が 50 歳以上の者
 条例第 5 条(一般にいう会社都合退職)及び条例第 5 条の 3 の勲奨退職加算がある
- (2) 勤続 25 年以上で年度末退職年齢が 50 歳未満の者
 条例第 5 条(一般にいう会社都合退職)
- (3) 勤続 11 年以上で 25 年未満の者
 条例第 4 条(一般にいう会社都合であるが、条例第 5 条よりは支給率は低い)

勲奨の要件 (山梨県職員の退職手当に関する条例)

第 5 条の 6 勲奨を受けて退職した者に係る当該勲奨は、その事実について人事委員会規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならぬ。

勲奨の記録 (山梨県職員の退職手当に関する規則、昭和 61 年 3 月 31 日山梨県人事委員会規則第 15 号)

- 第 5 条 条例第 5 条の 6 に規定する勲奨 (以下「退職勲奨」という。)の記録は、退職勲奨の記録により、任命権者又はその委任を受けた者が作成する。
- 2 退職勲奨の記録には、職員が提出した退職の申出の書面の写しを添付しなければならない。
- 3 退職勲奨の記録は、任命権者又はその委任を受けた者が当該職員の退職の日から 5 年間保管しなければならない。

退職勲奨に関する要綱

第 4 条 退職の申し出は、毎年度 1 月 20 日までに学校長に退職申出書 (別記様式) を提出して行うものとする。

1.3 懲戒処分前の過年度の状況・懲戒処分前後の給料の支払状況の確認及び懲戒処分の指針等について検討を行った。この結果、懲戒免職、停職、減給の給料支払状況は条例・規則に基づいて適正に処理されていた。但し、平成 17 年 1 月 6 日までは処分が確定するまで有給休暇を充当して給料の支払が行われていたが、平成 17 年 1 月 6 日以降は欠勤扱いとなり給料が支払われなくなり妥当な処理になった。また、懲戒処分後の指針については教育委員会及び警察本部において詳細な指針があるが、知事部局には懲戒処分の指針はなく職員分限懲戒審査会で必要な都度検討が行われている。

懲戒処分については、審査会が諸般の事情を総合的に判断する材料として、一応の目安、ガイドライン、指針があった方が望ましいと考える。

1. 懲戒処分の過年度の状況

知事部局

19 年 11 月現在
(単位:人) ↓

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
懲戒免職	2	1	2	0
停職	0	5	1	0
減給	4	2	6	0
戒告	0	0	1	1
計	6	8	10	1

教育委員会

(単位:人)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
懲戒免職	1	2	1	1
停職	2	5	3	1
減給	0	1	1	1
戒告	1	13	1	0
計	4	21	6	3

警察本部

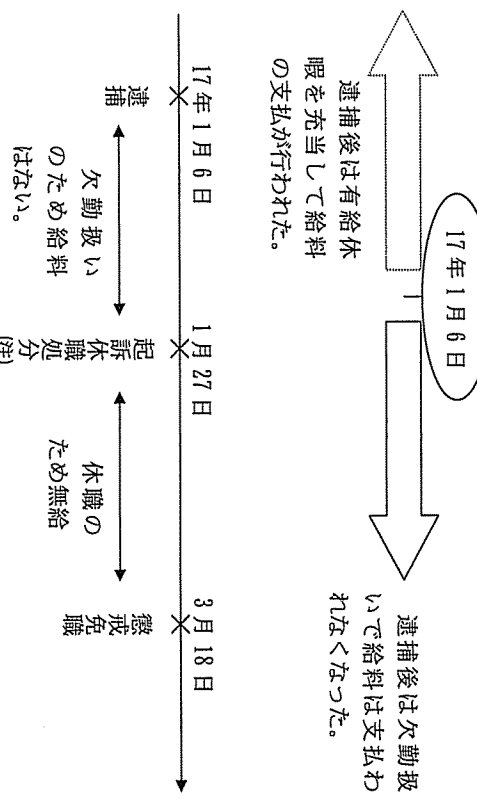
(単位:人)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
懲戒免職	0	0	0	1
停職	0	1	0	1
減給	0	0	0	2
戒告	1	1	2	1
計	1	2	2	5

2. 懲戒処分前後の給料の支払状況

① 逮捕されてから懲戒処分までの給料の支払に際して、有給休暇を使って給料の支払が行われているかについては次のとおりである。

平成 17 年 1 月に逮捕拘束された事件以後逮捕後については、欠勤扱いで給料は支払われなくなった。それまでは有給休暇を充当して給料の支払が行われていた。



② 懲戒免職、停職、減給の給料の支払対応について、条例・規則に基づいて適正に処理されていた。給料の支払時期と処分との関係で過払いになっていないものに対しては、後日必ず戻入されており問題はなかった。

3. 懲戒処分の指針について
知事部局に勤務する職員の分限、懲戒事案に関して審査するため、職員分限懲戒審査会が懲戒処分を行う場合設置される。

また、飲酒運転の根拠について(依命通達)が平成 18 年 9 月 13 日人第 1237 号で通知され、懲戒処分基準が飲酒運転により職員が刑事処分を受けた場合において、原則として懲戒免職となった。但し、知事部局には懲戒処分の指針は現段階では作成されていない。

教育委員会においては、過去における山梨県職員の非遵行為及び人事院の定める「懲戒処分の指針について」等を参考に山梨県の「懲戒処分の指針」が規定されている。具体的な量定の決定の基本事項、非遵行為について

1. 一般服務関係、2. 公金又は県、市町村、若しくは学校組合の財産の取扱い関係、3. 公務外非行関係、4. 交通事故、交通法規違反関係、5. わいせつ行為等関係に分けて定められている。
- 警察本部においては、山梨県警察職員懲戒等の取扱いに関する訓令が規定されており、その第 6 条には懲戒審査委員会を置くことになっている。また懲戒処分の指針は ①捜査一般・留置業務・交通取締りに関するもの ②装備品等 ③その他 ④私生活上の行為 ⑤監督上の行為に分けて定められている。

※ 知事部局において懲戒処分の指針を作成していない理由

- (1) 懲戒処分
地方公務員法第 29 条に基づき、処分の対象となる事案について、いかなる種類(免職・停職・減給等)の処分を、どの程度まで科すべきか、事案に応じて知事の裁量により決定する。
- (2) 処分の種類・量定の考え方
① 懲戒処分事由に該当すると認められる行為に至った原因・動機・性質・態様・結果及び影響
② 選択した処分の他の職員及び社会に及ぼす影響等
これらを総合的に考慮して懲戒処分をするべきかどうか及び、公務秩序維持の観点から相当と判断される量定を決定している。
- (3) 処分事案に応じた厳正な処分
事案に対し、「懲戒処分の指針」により画一的な処分の種類・量定を当てはめた場合には、(2)に掲げたとおり諸般の事情を総合的に考慮することは難しい。
また、「懲戒処分の指針」に該当しない事案に対しては(2)の考え方により個別に検討しなければならぬ。
更に、事案に応じて、他団体の処分状況や社会情勢の変化等も考慮する必要があり、知事部局においては処分基準を策定していない。

懲戒処分は、懲戒処分の指針の有無にかかわらず懲戒処分が発生した場合、山梨県の過去の事例、他県の事例、国の懲戒処分の指針、時世など諸般の事情が総合的に勘案され最終的な判断が下されると考える。現在、懲戒処分の指針を作成していない都道府県は 10 数県程とのことであるが、職員分限懲戒審査会で審査を行うに当たり、複雑多岐にわたる懲戒処分事案に対して幅をもたせた山梨県の「懲戒処分の指針」を山梨県の過去の事例、他県の事例等を考慮して作成しておき審査会が総合的に判断するための判断材料を保持することが望ましい。当然、当該懲戒処分の指針も時代に依りて適時改訂の必要はある。

14 平成18年度において、小中学校の教諭4,479名のうち25名(全体の約0.6%)が、D評定である。D評定を受けた者は、次のいずれかの傾向が見られる職員をいう。①生徒指導ができない、②人間関係がつかれない、③学級経営ができない、④勤務態度が悪い等である。これらD評定を受けた者を昇給させることは再検討すべきである。D評定を受けた者については、所属長が厳しく指導を行い、勤務の改善を行うべきであり、改善が見られないものについては指導力不足教員として認定を行うべきである。また、今後も勤務成績については厳正に評価を行い、その評価結果が給与や処遇に反映するための制度の確立を早急に行うことが必要である。

D評定を受けた者は、次のいずれかの傾向のある職員をいう。①生徒指導ができない、②人間関係がつかれない、③学級経営ができない、④勤務態度が悪い等である。

※ D評定者についても、個人によって差があり、校長等の指導により改善が可能な者もいれば、指導力不足教員や停職処分者等のように非常に勤務成績の悪い者も含まれている。

そのため、管理主事からの指導があり、校長が勤務改善を求めた者の中で、改善が認められる者については、昇給を認めている。これらの者について昇給の有無等を任意で10名調査したところ次のようであった。(これらの者はD評定であるが昇給があった。)

氏名	旧給料号給	給料	昇給日	新給料号給	給料	差額
A	教三 2-96	374,300	19年1月1日	教三 2-100	379,000	4,700
B	教三 2-109	388,400	19年1月1日	教三 2-111	390,400	2,000
C	教三 2-115	394,000	19年1月1日	教三 2-117	395,900	1,900
D	教三 2-85	357,900	19年1月1日	教三 2-87	361,300	3,400
E	教三 2-112	391,400	19年1月1日	教三 2-114	393,100	1,700
F	教三 2-96	374,300	19年1月1日	教三 2-98	376,800	2,500
G	教三 2-132	407,200	19年1月1日	教三 2-137	409,900	2,700
H	教三 2-122	399,900	19年1月1日	教三 2-124	401,500	1,600
I	教三 2-128	404,300	19年1月1日	教三 2-129	405,100	800
J	教三 2-110	389,400	19年1月1日	教三 2-112	391,400	2,000

D評定で特に勤務成績の悪い職員については、昇給をさせていない。その内容は次のとおりである。

1. 指導力不足教員として指定研修を受けている者 3名
2. 飲酒運転で停職処分を受けている者 1名

勤務評定制度については、第4の1-5を参照

15 教育委員会の臨時職員賃金等の支払いにおいて、任用時に高卒単価を適用すべきところを誤って短大卒の単価を適用して支払った。この結果、167,411円過大に支給されていたので返納する必要がある。

1 短大卒賃金の適用期間は次のとおりである。

- ・平成17年9月1日～平成18年7月31日
- ・平成18年9月1日～平成19年7月31日
- ・平成19年9月1日～平成19年12月31日

※ 単価表

年 度	短大卒	高卒
H17	7,100円	6,850円
H18	7,050円	6,800円
H19	7,050円	6,800円

2 これまでの賃金総額と高卒賃金を適用した場合の総額及び差額は次のとおりである。

年 度	既支払額 (短大卒単価)	訂正額 (高卒単価)	差 額
H17	1,212,545円	1,169,852円	42,693円
H18	1,973,124円	1,903,156円	69,968円
H19	1,543,950円	1,489,200円	54,750円
計	4,729,619円	4,562,208円	167,411円

3 短大卒単価を適用した理由

臨時職員の任用承認に係る当時の担当者及び関係者から事情を聴取するとともに関係書類を点検したところ、

- ① A臨時職員については、平成17年9月の当初任用時に高卒単価を適用すべきところを当時の担当者が誤ってAの前任者の短大卒単価をそのまま適用してしまったものである。
- ② 以後、当時の担当者及び現在の担当者とも、任用期間の更新時、中断期間を経た後の任用時に改めて適用すべき単価を確認することなく、当初任用時の短大卒単価をそのまま適用して現在に至ったものである。

4 今後の対応

- 既支払分については、既支払額と高卒単価による正規支払額との差額を当初任用時に遡って返納を求め、今後の支払分については、高卒単価を適用して支払う必要がある。
- (その他改善策)
- 全所属の臨時職員の適用単価を再確認するとともに、適正な賃金適用の周知徹底を図る必要がある。

1 6
 教育委員会の職員宿舎として活用してきたが、その後取り壊しを行い、現在未利用の更地となっているものがある。未利用地の今後の活用方法等について検討すべきである。

未利用土地（遊休地）は次のとおりである。

No	名称	所在地	土地		取り壊し年月及び現況
			地積㎡	価格千円	
1	山梨高等学校職員宿舎	山梨市上神内川267	345.52	9,440	昭和49年取り壊し現況更地
2	都留高等学校職員宿舎	大月市大月656-1	77.30	1,019	昭和58年取り壊し現況は道路事業の残地
3	大月地区岩殿寮(強瀬)	大月市雁岡町強瀬497	6,476.74	85,551	平成18年取り壊し現況更地

上記の未利用土地（遊休地）No1、No2は、現在県教育委員会の学校施設課の所管である。また、No3については平成20年1月1日付で、福利給与課に所管替えされたものである。

No1、No2は取り壊した後20年～30年以上経過しているため、土地の実効性ある活用方法を検討すべきである。

No3は、岩殿寮と教職員住宅を合わせ6,476.74㎡あり、このうち岩殿寮を取り壊したものである。岩殿寮の敷地は全体の3/4程あり、現在更地の状況である。

No3については、教職員住宅の運営方針を確認のうえ、またNo1とNo2は、利用することがないのであるならば管財課へ移管し、売却等を含めた活用方法を検討することが望ましい。

教育委員会職員宿舎一覧

平成19年3月31日現在

大区分	その他の月次機関	名称	所在地	建築年月	土地			建物				棟数	1部屋面積㎡(四取)	種別・戸数	H19.3.31現在			収入	支出 減価償却費																					
					地積㎡	価格千円	木造㎡	非木造㎡	延床面積㎡	価格千円	固数				価格千円	入居戸数	利用戸数			空室戸数																				
																					収入	支出	減価償却費																	
教育委員会	富士宮田 教職員住宅(第六)	富士宮田市上宮田4391-5	844.0	2,421.00	6,850	-	1,331.03	1,331.03	23,103	2	230	1	55.482 3K,B,T	賃貸	24	5,400	17	12	1,007,360	7,042,881																				
																					甲府地区 教職員住宅(山宮)	甲府市山宮町2225-3	846.8	1,902.30	12,293	-	1,347.92	1,347.92	34,178	2	262	1	55.48 3K,B,T	賃貸	24	8,180	10	10	1,835,633	1,465,747
																					上野原高等学校 教職員住宅(松野)	上野原市松野字辻守原	856.2	1,149.60	78,004	-	729.23	729.23	123,440	2	28,840	1	59.38 3K,B,T	賃貸	13	8,180	13	9	1,150,180	161,700
																					計	0	120	100	9,282,622	10,335,928														

※廃止済宿舎

★	山梨高等学校職員宿舎	山梨市上神内川267	849	345.82	9,440	-	-	-	-	1	293	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
★	都留高等学校職員宿舎	大月市大月656-1	868	77.30	1,019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
★	大月地区岩殿寮(強瀬)	大月市雁岡町強瀬497	846.10	6,476.74	85,551	-	-	1,000.93	1,000.93	26,131	-	-	55.482 3K,B,T	賃貸	18	5,670	10	(注)14	1,149,924	343,317	

★が未利用の土地（遊休地）となっている箇所である。

(注)大月地区については、岩殿寮と教職員住宅を合わせて6,476.74㎡あり、このうち岩殿寮を取り壊したものである。この取り壊した土地部分は全体の3/4程である。もう一つの教職員住宅は現存しており、平成19年10月1日現在14戸が入居している。

17

企業局の福利厚生施設である山中湖職員保養所は、過去5年間毎年6百万円程の赤字(減価償却費を含む)が継続し、利用状況は主に7月、8月、9月に限定され他の月は利用者が少ない。従って、ここで支出される経費を他の福利厚生事業に活用するなど改善策を検討すべきと考える。

大和職員宿舍の土地6,118.57㎡のうち約1/3の土地を使用し職員宿舍が2棟(24部屋)ある。入居制限により、2年程で11戸空部屋となったが、空部屋にするよりは入居制限を解除して利用度を高めることも考えられる。また、残りの約2/3の土地は住居者駐車場(有料)、広場、遊具場、集会所、倉庫として一部利用されているが、例えば緊急避難場所としても利用できる有料駐車場用地としての活用策も検討する必要がある。いずれにしても、将来の土地建物の活用方法として、今後の在り方を明確にすべきと考える。

企業局の福利厚生施設である山中湖職員保養所は、7月、8月、9月の利用者は毎月20名~60名程度であるが、それ以外は利用者がほとんどなく管理人さんの給料の支払、及び水道光熱費が固定費として発生し、過去5年間毎年約6百万円の赤字(建物等の減価償却費約270万円を含む。)が発生している。

全国の企業局で保養所を直営で保有しているところは少なく山梨県と神奈川県のみである。

山中湖職員保養所の運営費用は、電気事業法による電力料金の原価計算で厚生福利費として認められている費用から支出されている。

保養所は、7月、8月、9月に利用があるものの収入をもって単月の経費を賄っていないためここでの経費を企業局職員の他の福利厚生事業に有効に活用できる代替案も検討する必要がある。

大和職員宿舍は、富士見通りの合同タクシーの裏側に6,118.57㎡の広大な土地の一面にあり、土地の約1/3程を使用し、職員宿舍が2棟建っている。残りの土地の2/3は住居者駐車場(有料)、広場、遊具場、集会所、倉庫として一部利用されているが、緊急避難場所としても利用できる有料駐車場として有効活用する等、各種代替案を比較検討すべきである。

また、職員宿舍2棟は、昭和37年度に建設し、その後昭和56年に4,170万円の大規模改修を行い現在に至っている。

入居状況については、17年度は24戸満室、18年度は入居資格の変更に伴い、管理職・知事部局職員等の退去により18戸、19年度は7年が経過した者の外、個人的事情により退去があり現在13戸となっている。

入居料は、県職員宿舍入居料の改正状況を考慮して、18年度に改正を行い3DKで、平成17年度まで13,030円、18年度に17,320円(経過措置額)

19年度に21,610円となっている。

19年度に21,610円となっている。駐車料は、1台17年度まで月額1,250円、平成18年度以降は2,410円に変更された。また、入居期間については、平成17年度に次のように改正された。

- ① 入居期間の上限は、入居日から起算して7年(同居親族がいない場合は3年)とするが、早川水系発電管理事務所に勤務する者については退去期限到来後も同事務所に勤務する間は、入居期間の延長が認められる。
- ② 退去期限が到来した際に入居待ちがいない限り、1年以内の入居期間延長が認められ、以降同様となる。
- ③ 管理職に昇任した場合には、入居期間を発令から1年以内に変更する。

大和職員宿舍については、県職員宿舍入居料の改正状況を考慮し、入居料を変更し、あわせて入居期間の上限を行ったことにより入居者が11戸減ってしまった。

思うに満室に近い状態で活用が可能であるならば、入居制限までして空部屋を作る必要はなく、入居制限を撤廃して資産を有効活用するのが望ましい。

一方、近い将来不動産の売却又は、他の有効活用のため順次空き部屋にするのであるならばそれも一つの方策であるが、どのような方向を目指すのか今後検討していく必要がある。

大和職員宿舍の損益状況

利用	戸数	A	B	C	D	A-B-C-D	損益
平成16年度	23戸	4,107,040	214,089	1,131,550	3,470,607	▲709,216	
平成17年度	24戸	4,237,790	237,301	505,000	3,473,861	21,628	
平成18年度	17戸	5,347,754	981,403	2,266,000	3,490,132	▲1,389,781	
現在	13戸						

廃止済み宿舍のうち住吉職員宿舍は借地であり、既に返却済であり、局長公舎の土地は平成19年3月7日に売却済となっている。

平成19年8月31日現在

企業局職員宿舍一覧

大区分	その他の行政機関	小区分	その他の施設	主要部等	企業局										棟数	1部屋 面積㎡ (四取切)	種別・戸数	H19.8.31現在		収入	支出 減価償却費			
					土地		建物				工作物		収入	費用										
					地積㎡	価格円	延床面積㎡	延床積算㎡	延床積算㎡	延床積算㎡	延床積算㎡	延床積算㎡						延床積算㎡	延床積算㎡			延床積算㎡	延床積算㎡	延床積算㎡
企業局	大和職員宿舍	甲府市大和町1番地	S 883.51	5,118,57	15,504,940	—	1,642.24	1,642.24	48,895,803	—	—	—	—	—	—	—	—	78.83	3戸	21,610	17	14	6,347,754	6,787,055
企業局	早川職員宿舍	早川町高良田1060	S 883.51	875.00	201,601	—	533.87	533.87	17,780,814	—	—	—	—	—	—	—	—	10.48	1部屋	20	0	20	0	9,081,149

※廃止済宿舎

廃止	廃止理由	所在地	建築年月	土地	建物	工作物	棟数	1部屋 面積㎡ (四取切)	種別・戸数	収入	費用
H16年度末廃止	H16年度末廃止	甲府市元町	S 403.37	1,759,99	4,404,656	—	207.16	207.16	1,956,877	—	—
H17年度末廃止	H17年度末廃止	甲府市元町	S 403.31	2,337,72	—	—	605.00	605.00	5,233,144	—	—

(注) 同表宿舎は平成19年1月3日売却済
(注) 住吉職員宿舎は空地であり既に売却済

企業局職員保養所

大区分	その他の行政機関	小区分	その他の施設	主要部等	企業局										棟数	1部屋 面積㎡ (四取切)	平成19年8月31日現在						
					土地		建物				工作物		収入	費用			利用人数	収入	費用				
					地積㎡	価格円	延床面積㎡	延床積算㎡	延床積算㎡	延床積算㎡	延床積算㎡	延床積算㎡								延床積算㎡	延床積算㎡	延床積算㎡	延床積算㎡
企業局	山中湖荘	山中湖村平野606-208	S 41.41	8,878 (空地)	—	—	871.12	871.12	40,680,708	—	—	—	—	—	—	—	—	8・10畳共同ET (2階) 10部屋 8畳共同ET 10畳共同ET	企業局職員・家族 小学生以下	800	35	1,244,890	6,658,018

山中湖職員保養所の区分利用人数(利用人数構成比)・5ヵ年収支状況

区分	企業局職員		山梨県職員・教員		その他一般		合計	1人当たり平均単価 (利用料金・食事代等)	収入 (営外収入を含む)	費用	損益
	大人	小学生以下	大人	小学生以下	大人	小学生以下					
H14年度	73人(20%)	5人(1%)	85人(17%)	15人(4%)	167人(51%)	24人(6%)	373人(100%)	7,214	2,942,686	8,740,996	▲5,798,310
H15年度	46人(20%)	2人(1%)	48人(27%)	0人(0%)	189人(50%)	0人(4%)	160人(100%)	5,662	1,167,873	7,692,885	▲6,525,012
H16年度	83人(28%)	2人(1%)	45人(20%)	5人(2%)	135人(45%)	9人(4%)	225人(100%)	6,221	1,639,731	8,191,679	▲6,551,948
H17年度	20人(17%)	0人(0%)	26人(60%)	3人(3%)	28人(24%)	6人(6%)	115人(100%)	6,914	1,035,059	7,623,660	▲6,488,601
H18年度	35人(22%)	1人(1%)	20人(28%)	3人(2%)	46人(28%)	12人(8%)	167人(100%)	6,858	1,244,890	7,904,342	▲6,659,452

※は最大利用の区分

山中湖荘運営状況表

平成18年度

月	利用組数	利用人数				収入				備考	利用券	
		企業局職員	県教職員	その他	計	利用料	食事代	その他	消費税			
4												
5	2	5	1		6	6,800	12,700	9,080	1,429	30,009		
6												
7	5		10	14	24	103,700	74,300	10,750	9,437	198,187		
8	15	20	27	18	65	267,500	227,400	18,969	25,691	539,560		
9	2	2	17	1	20	53,300	38,400	16,740	5,421	113,861		
10	3	2	1	5	8	24,900	17,600	4,040	2,327	48,867		
11	1		2	2	4	13,800	9,600	240	1,182	24,822		
12	1	4			4	3,200	9,600	360	658	13,818		
1	1		2	2	4	13,800		800	730	15,330		
2												
3	2	2		4	6	21,800	18,400	2,120	2,116	44,436		
計	32	35	60	46	141	508,800	408,000	69,099	48,991	1,028,890		(企) (地) (公)

※ 収入計の欄の金額は、利用券の金額を含めた金額です。

H18山中湖荘損益状況表

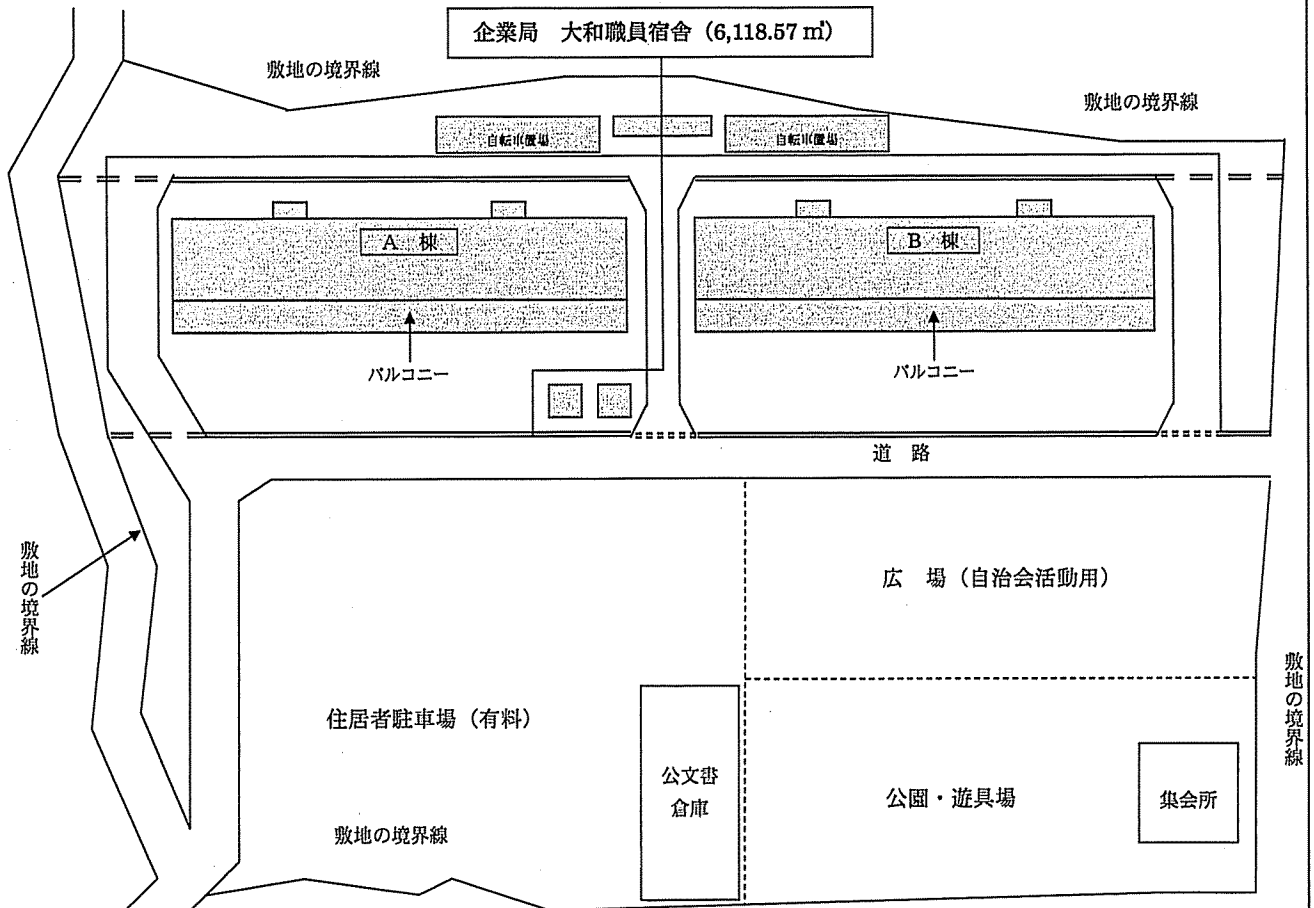
収入

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用料金		6,800		103,700	267,500	53,300	24,900	13,800	3,200	13,800		21,800	508,800
食事代		12,700		74,300	227,400	38,400	17,600	9,600	9,600			18,400	408,000
その他		9,080		10,750	18,969	16,740	4,040	240	360	800		2,120	63,099
消費税		1,429		9,437	25,691	5,421	2,327	1,182	658	730		2,116	48,991
光熱費	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	216,000
計	18,000	48,009	18,000	216,187	557,560	131,861	66,867	42,822	31,818	33,330	18,000	62,436	1,244,890

管理入
さんより
徴収

費用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
敷地借上料			887,800										887,800
人件費	132,000	132,000	132,000	132,000	155,925	137,775	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000	132,000	1,613,700
賄材料				22,616	48,265			284,930	31,173	11,028			416,999
電気	58,158	61,447	49,696	54,076	67,988	53,975	48,470	59,936	58,229	72,315	60,000	60,743	705,033
ガス			46,762	14,403	20,185	11,211	9,775	15,680	17,316	15,561	15,720	15,042	181,655
上水道		53,965		18,564		17,564		20,420		13,708			136,787
下水道		10,920		10,405		11,875		8,420		7,830			56,400
灯油					64,154				59,913	37,800			220,457
電話料	7,745	5,844	8,212	5,902	9,503	6,117	9,252	6,118	8,026	6,962	8,692	7,133	89,506
クリーニング代									31,850				31,850
CATV												91,817	91,817
新聞代				9,021			9,021			9,021		9,021	36,084
建物修繕費							24,150		9,450				33,600
その他修繕費							91,940	35,553					127,493
その他				45,150	121,099	1,606		171,298	7,804	126,647		45,600	519,204
減価償却費												2,755,957	2,755,957
計	197,903	264,176	1,124,470	312,137	487,119	240,123	324,608	734,355	355,761	432,872	216,412	3,214,406	7,904,342



18 企業局の山中湖荘の支出を検討したところ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に違反しないよう、請求書の日付を訂正していた。企業局の締日を明確にして、支払事務の統一を図り、遅延防止法に抵触しないようにすべきである。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条で「政府契約の当事者が対価の支払時期を書面により明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす。」同14条で「この法律の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。」また、地方公営企業法第6条で地方公営企業の経営に関して、地方自治法並びに地方財政法に対する特例とされている。従って、企業局においては政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条が準用される。

区分	支払時期		根拠
	工事代金	その他の給付に対する対価	
支払時期を書面により約定しないとき又は書類を作成しないとき。	請求書受理後 15 日以内		支払遅延防止法 10

請求書の日付が訂正されたものの明細は次のとおりである。

業者名	納品日	請求書の訂正日	品名	金額
A	{ 18年8月1日～ 18年8月26日	平成 18年 11月 21日	食材	87,916円
B	{ 18年8月1日～ 18年8月26日	18年 11月 21日	"	34,387円
C	18年8月25日	18年 11月 21日	"	73,660円
D	18年8月5日	18年 11月 21日	"	3,780円
E	18年4月12日	18年6月7日	ﾊﾞｯﾄﾘｰ-ﾌﾞ他	3,500円
F	18年4月3日	18年6月7日	抹茶	3,654円
G	{ 18年3月3日 18年3月9日	18年4月14日	灯油	62,782円
F	18年5月30日	18年6月30日	麦茶	252円
H	18年5月29日	18年7月12日	ﾊﾞｯｸﾞ-ﾌﾞ他	4,536円
A	18年5月11日	18年7月12日	食材	6,723円
B	18年5月12日	18年7月12日	工ど他	8,732円
A	18年5月11日	18年7月27日	消耗品代	5,146円
F	18年6月21日	18年8月3日	茶	3,654円
G	{ 18年7月10日 18年7月31日	18年8月9日	灯油	64,154円

業者から提出された請求書の記載内容の不備等について訂正指導を行った後、提出された請求書の日付を訂正していた。請求書の提出方法や支払事務を見直して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

上記とは別に、業者からの請求書に日付が記載されていなかった場合、企業局で日付スタンプを押ししたり、テンプレートを使って日付を書き込んでいたものも次のとおりであった。

4月 28件 5月 68件 6月 11件 7月 41件

山梨県企業局財務規程第126条で「山梨県企業局契約事務規程に定めるもののほか、会計その他財務に関する事務手続きに関しては、山梨県財務規則、その他財務関係の規則及び規定の例によるものとする。」

19

発電総合制御所の臨時職員3名へ平成18年度の賃金支払を行う時に、平成17年度の日額単価を適用していた。

また、温泉事業における源泉及び分湯栓の清掃の賃金支払者4名に任用通知がなかった。

誤った支払については、戻入を行う必要があり、任用したものは任用通知を行う必要がある。

平成18年4月及び5月において、発電総合制御所の臨時職員3名へ平成17年度の日額単価をそのまま適用して支払っていた。但し、6月以降は適切に処理されていた。過払の総額は1,050円であり、戻入する必要がある。

臨時職員

平成18年度日額単価 (基礎号給/21)	基礎号給	給料月額	平成17年度
6,600	行政1-5	138,400	6,650

温泉事業における源泉及び分湯栓の清掃業務に毎月3～4名従事しているが、任用通知・履歴書などがない。

分湯栓の清掃他作業及び宿日直業務の交替要員である。日額単価は、技労働の2～9等級を比準している。出勤は月3～4回程度だが、毎月勤務実績があり、「臨時職員取扱要綱」第二条の二の一号に規定する(直営工事の工夫及びこれに準ずる者)に該当すると思われる、履歴書をとり、任用手続をすべきである。

20

警察官の健康管理に留意し代替休暇等の付与を優先させながら、なお時間外勤務の縮減や休暇取得が難しい状況である。地方財政計画において積算される時間外勤務手当等の積算率を視野に入れつつ、類似県の積算率も考慮するとともに、県の厳しい財政状況も勘案しながら、適正な時間外勤務制度の維持のため180百万円を限度として必要な措置をできる限り講ずる必要がある。

時間外勤務手当は、管理職手当を受ける職員を除く職員を対象として支給され、山梨県警察職員給与条例第23条第1項で「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。」と規定されている。

また、同条例第27条で勤務1時間当たりの給与額につき「勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該勤務の日の属する年度の現日数から週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに8を乗じたもので除した額とする。」と規定されている。

時間外勤務は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第8条に規定されているとおり、「職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。」こととされており、それでもなお時間外勤務を命ずる必要があるれば、週休日の振替又は休日の代休などの代替措置を優先すべきであると考え。

しかしながら、昨今の治安情勢を鑑みるに、警察の行う業務は多様を極め、任務にあたる職員への負担は増大している。このようなことは監査対象とした甲府警察署の次の過重労働状況からも推察できる。

平成18年度甲府警察署の過重労働状況(月に100時間を超える時間外勤務者の状況)

月別	該当者	総時間数	平均時間数
4～6	71	9,758.0	137.4
7～9	111	16,971.4	152.9
10～12	53	7,563.0	142.7
1～3	67	9,476.0	141.4
合計	302	43,768.4	144.9

また、山梨県警察全体では、平成18年度の過重労働者(月100時間を超えた時間外勤務者)は延べ1,112名(全体の約4.9%)であり、うち面接指導実施者は延べ181名(全体の約0.8%)になっている。

このような状況の中で警察本部における平成18年度の時間外勤務手当に係る予算額積算方法は次のように計算される。

総務部財政課との予算積算ルールにより、当該年度の前年における国が策定する地方財政計画において積算される時間外勤務手当等の積算率を時間外勤務手当の積算対象額の総額に乗じて得た額としている。

地方財政計画では、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の3区分としているが、山梨県予算の積算は1区分に統合されており19.5%である。

予算積算の実態を検証したところ時間外勤務手当の積算対象総額に19.5%を乗じて得た額となっている。

平成19年度における時間外勤務手当の積算率は、平成18年度の地方財政計画における時間外勤務手当等の積算率に連動して18.9%(前年度比0.6%減)に減少していた。

このような状況下において公安職時間外勤務手当等の予算計上率について山梨県と同規模県と比較したもの、警察官定数類似県と比較したもの、関東管区と比較したものは次のとおりである。

公安職時間外勤務手当等の予算計上率

単位：%

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
山梨	19.8	19.8	19.6	19.5	19.5	18.9

1 人口同規模県(H17国調人口100万人未満)

6県平均	20.3	21.0	20.9	22.0	21.7	21.2
------	------	------	------	------	------	------

2 警察官定数類似県(定数2千人以下)

6県平均	21.6	21.8	21.5	21.3	21.0	21.2
------	------	------	------	------	------	------

3 関東管区

9県平均	21.0	21.2	20.7	20.5	20.3	20.0
------	------	------	------	------	------	------

(注)・小数点以下第2位で四捨五入

警察予算の約80%を人件費が占めていることからメンバー社会であり、複雑・多様化する犯罪の捜査に従事する警察官の職務は過酷なものとなっている。従って、上記類似県の積算率も十分考慮のうえ、厳しい財政状況も踏まえて、適正な時間外勤務制度の維持に必要な措置をできる限り講ずる必要がある。

180百万円を限度とする根拠

時間外勤務手当の積算対象総額	7,825,237,800円	×	同規模県平均	21.2%	-	山梨県	18.9%	=	約180百万円
----------------	----------------	---	--------	-------	---	-----	-------	---	---------

時間外勤務手当の積算対象総額	7,825,237,800円	×	関東管区平均	20.0%	-	山梨県	18.9%	=	約86百万円
----------------	----------------	---	--------	-------	---	-----	-------	---	--------

2.1

職員宿舎のうち石和職員合同宿舎・飯田職員宿舎・都留職員宿舎等について、今後の利用計画及び売却を含めた総合的な検討をすべきと考える。

1. 甲府市宮前町にある知事公舎及び部長宿舎は土地面積が11,326.75㎡で旧知事公舎と部長宿舎8棟は昭和35年に建設され、現在の利用戸数はない。平成20年2月の新聞報道のとおり、燃料電池開発に取り組む山梨大と山梨県が共同で研究センターを整備し、旧知事公舎は改修して部長宿舎8棟は取り壊した上で研究施設を建設する。また、旧知事公舎と敷地は無償で山梨大に貸与する方針である。

2. 石和職員合同宿舎は敷地全体で5,856.19㎡あり、平成18年度末に石和寮1棟を廃止し、現在では県職員宿舎1号館、2号館、3号館の3つがある。昭和42年建築のもの2棟、昭和46年建築のもの1棟であり、老朽化しており約4割の空部屋がある。宿舎の統廃合、現在の宿舎の改修、空き地の活用等総合的に検討する必要がある場所である。

3. 飯田職員宿舎(敷地2,680.03㎡)は1号館24世帯のうち現状利用しているのは9世帯、2号館は16世帯のうち現状利用しているのは6世帯で全体利用率は約4割、残り6割は未利用であり、どちらも昭和47年～48年建築のものである。上記2と同様総合的な検討が必要である。

4. 都留職員宿舎(敷地2,717.68㎡)は、県職員宿舎と県職員宿舎静谷寮の2棟が地続きで建設されていたが、静谷寮が平成16年度末に廃止され残りの1棟が現存している。この1棟は現状24世帯のうち4世帯のみが利用している状況であり、利用率20%以下となっている。空き地をどうするか、または、敷地全体をどうするか検討して必要である。

5. 身延職員宿舎は平成17年度末廃止し、解体済で平成19年2月に一般競争入札したが落札されなかった。再度再入札も検討すべきと考える。

管財課職員宿舎一覧

平成19年3月31日現在

大区分	その他の行政機関	小区分	その他の施設	土地		建物				棟数	1部用面積㎡(概数)	種別・戸数	1119.3.31現在			収入	支出 減価償却費				
				延床㎡	価格千円	延床㎡	延床㎡	延床㎡	延床㎡				戸数	延床千円	7.1現在			収入	支出		
																				未竣工㎡	延床㎡
管財課	知事及び 部長宿舎	甲府市宮前町 6-43	知事公舎	636.1	11,326.78	210.06	16.19	394.16	400.35	8,000	8	8,591	1	210.06 DK,B,T	知事	1	0	0	0		
			部長宿舎 甲第1号、甲第2号	336.1		146.72	13.22	297.62	310.74	4,916	2		2	146.72 DK,B,T	副知事 又は部長	2	0	0	0		
			部長宿舎 甲第3号～甲第7号	336.1		116.07	33.06	576.50	611.55	6,094	5		5	116.07 DK,B,T	部長	5	17,780	2	0	627,600	
			部長宿舎 甲第8号、甲第9号	336.1		82.02	13.22	161.58	176.20	2,146	1		1	82.02 DK,B,T	部長	2	11,920	1	0	445	
			宮崎職員宿舎	117.1	3,852.08	76.44	-	1,676.02	1,676.02	209,900	11	8,000	1	76.44 DK,B,T	職員	20	21,420	16	19	8,636,430	850,000
	中小判 職員宿舎	甲府市北門二丁目 1-16	宮崎職員宿舎1号館	117.1	4,006.04	66.42	-	1,372.07	1,372.07	17,001	12	1,104	1	66.42 DK,B,T	職員	10	21,420	13	12	2,262,870	565,867 614
			宮崎職員宿舎2号館	117.1		66.42	-	1,372.07	1,372.07	17,001	12	1,104	1	66.42 DK,B,T	職員	10	21,420	13	12	2,262,870	565,867 614
	石和職員 合同宿舎	甲府市石和町藤中島 312-1	石和職員宿舎1号館	342.8	6,866.19	66.42	-	1,372.07	1,372.07	17,001	12	2,819	1	66.42 DK,B,T	職員	24	8,170	19	19		
			石和職員宿舎2号館	342.8		46.10	-	1,277.08	1,277.08	20,103	1		1	46.10 DK,B,T	職員	24	0,050	12	10	3,388,820	1,216,589 2,143
			石和職員宿舎3号館	340.8		66.40	-	967.68	967.68	21,242	1		1	66.40 DK,B,T	職員	16	8,160	12	11		
飯田職員宿舎	飯田町一ツ谷 1633-2	343.3	2,141.28	66.42	-	1,404.46	1,404.46	21,902	0	2,236	1	66.42 DK,B,T	職員	24	8,170	20	20	1,200,020	776,719 820		
飯田職員宿舎	甲府市飯田三丁目 6-54	飯田職員宿舎1号館	347.8	2,080.03	66.40	-	1,343.80	1,343.80	48,343	9	3,074	1	66.40 DK,B,T	職員	24	8,160	10	9	1,816,000	626,614 2,412	
		飯田職員宿舎2号館	346.11		66.40	-	853.28	853.28	20,880	1		1	66.40 DK,B,T	職員	16	8,160	6	6			
都留職員宿舎	甲府市宮前町 4	都留職員宿舎1号棟	116.11	4,339.99	76.44	-	694.16	694.16	84,837	14	9,300	1	76.44 DK,B,T	職員	9	21,420	6	6			
		都留職員宿舎2号棟	1110.3		76.44	-	34.78	974.74	1,000.82	122,010	1		1	76.44 DK,B,T	職員	12	24,620	10	9		
		都留職員宿舎3号棟	110.3		76.44	-	886.54	886.54	110,583	1		1	76.44 DK,B,T	職員	12	21,420	10	0	10,431,490	6,631,944 11,609	
		都留職員宿舎4号棟	110.11		76.44	-	-	-	-	-	1		1	76.44 DK,B,T	職員	12	21,420	10	9		
				地共計山梨県支庁から貸借																	

大区名	その他の行政機関	小区分	その他の施設	主管部署	総務部							棟数	1 階層 面積㎡ (四角り)	種別・戸数	H10.3.31現在			7.1現在	収入	支出 減価償却費	
					土地		建物				工作物				入材料 備付円	利用 戸数	利用 戸数				
					地積㎡	価格千円	延床㎡	延床積㎡	価格千円	築年	価格千円										
管理課	東光寺職員宿舎	甲府市東光寺町3丁目4-10	S42.1	-	-	1,281.07	1,281.07	25,363	4	2,174	1	40.10 2DK,B,T	限居	24	0,050	15	12	1,155,830	1,311,057		
	富士市川 職員宿舎	富士市川上青田4丁目213-4 既設棟 新設棟	110.3	2,001.62	62,346	-	1,244.46	1,244.46	175,709	-	-	1	76.03 2LDK,B,T	限居	10	24,780	13	12	2,962,920	371,575	
			110.3	-	-	-	709.63	709.63	112,605	-	-	1	39.66 1K,B,T	単舎	4	12,320	3	-	-	102,778	
	職員宿舎 メインビル用	甲府市川上青田4丁目6-54	114.10	1,434.75	30,103	-	1,387.00	1,387.00	180,437	7	8,952	1	26.88 1K,B,T	単舎	35	11,650	27	30	4,743,950	7,200	
	東野山職員宿舎	甲斐市川上町1700	263.22	307	63.09	-	63.09	930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	郡内職員宿舎	郡内市つる三丁目6-1	S44.1	2,717.88	80,103	-	1,345.84	1,345.84	29,980	6	1,113	1	56.49 2DK,B,T	限居	24	8,160	12	4	941,650	484,800	
	職員宿舎 メインビル用	甲府市川上青田4丁目6-54	114.10	1,434.75	30,103	-	1,387.00	1,387.00	180,437	7	8,952	1	26.88 1K,B,T	単舎	35	11,650	27	30	4,743,950	13,016,700	
東野山職員宿舎	甲斐市川上町1700	263.22	307	63.09	-	63.09	930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
											計	27			243		230	59,965,180	25,674,117		

※ 廃止済宿舎

平成20年3月20日現在

廃止	宿舎名	所在地	面積㎡	価格千円	延床㎡	延床積㎡	価格千円	築年	価格千円	棟数	1 階層 面積㎡ (四角り)	種別・戸数	入材料 備付円	利用 戸数	利用 戸数	収入	支出 減価償却費
廃止	郡内職員宿舎 H110年度末廃止 ・解体済	郡内市つる三丁目6-1 計4棟(既設4棟)	S43.9	760.88	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃止	身延職員宿舎 H17年度末廃止 ・解体済	身延市身延1749	S41.7	1,173.92	5,130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃止	石和職員宿舎 H16年度末廃止 ・解体済 (現在、駐車場)	石和町石和町中島312-1 石和(既設4棟)	S40.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃止	明日職員宿舎 H13年度末廃止 H19年度解体中	甲府市明日三丁目144	4,682.10 (注)	160,248	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 床砂積込所を含め4,682.09㎡有る。

第5

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

1 安全に医療を提供するため看護師のメンタルヘルスサポートが必要であり、さらに、離職を防止し看護師が定着する職場づくりのためにもメンタルヘルスケアは重要である。このためにリエゾンナーズの設置を検討すべきである。

患者に質の高いケアを提供するためには看護職員の心身の状態が良好に保たれていることが大切である。また、労働環境の整備は大事なリスクマネジメントのひとつであり、安全に医療を提供するためには職員のメンタルヘルスサポートへの取り組みが必要である。さらに離職を防止し看護師が定着する職場風土づくりといった面においてもメンタルヘルスケアは重要である。

そのため、働きやすい職場環境を目標に看護部全体で様々な取り組みをおこなってきており、特に新卒看護師に対しては優しい職場風土づくりを目指して取り組んでいる。しかし、人間関係に馴染むことが出来なかつたり、技術不足で思うようなケアが出来ないといったジレンマやストレスを抱えていることが多く、不眠や食欲不振等の心身の不調を訴えて仕事を続けることに自信を失う新卒看護師もいる。また、救命救急センターにおいては理想と現実とのギャップから生じるリアリティショックが大きいことも職場への適応が難しい原因のひとつと考えられる。

リエゾンナーズは第三者的な立場から、職場の人間関係などのストレスや悩みを抱えている看護師にとっては利害関係が生じないため相談しやすい存在である。また、精神看護領域の専門看護師として看護師のメンタルヘルスの支援を専門的な立場から適切に行うことができることからもリエゾンナーズの設置が必要とされる。

2

救命救急センターに搬送され、精神的治療を要する入院患者が多いにもかかわらず、現状、常勤の精神科医が1名であるため、タイムリーな対応が困難である。このため、精神科医療の充実を図るための体制を病院として検討していく必要がある。

救命救急センターに搬送され精神的治療を要する入院患者は非常に多い。平成19年1月～平成19年11月までの間に自殺企図で受診し入院した患者は約85名にのぼる。その中で最も多いのが向精神薬や農薬などの内服による急性薬物中毒で約56名の患者が入院している。次いで刃物による自傷行為によるもの

が約 10 名。その他、首吊り・投身・一酸化炭素中毒・溺水・焼身等の患者が入院となっている。これらの自殺企図患者のおよそ 1/3 以上が統合失調症やうつ病、人格障害などの精神障害を伴っており精神科病院に入院中であったり、通院治療中の患者であることが多い。

また、自殺企図以外の患者でも精神障害を伴った交通外傷の患者や受傷後にうつ病等の精神症状を発症する患者も多い。

このような傷病者の治療には精神科医の対応が必要とされることが多く、中央病院では精神科外来に常勤の精神科医 1 名がおり、これらの患者の治療を行っている。自殺企図患者 85 名のうち 25 名が精神科受診を受けており、自殺企図以外の患者についても 21 名が受診している。しかし、診察の曜日や時間が限られているためタイムリーな対応がしもらえなかつたり、継続的な治療や退院後適切な治療が受けられるような転出先へとつなげるための対応が十分に行えていないのが現状である。

今後ますます自殺者が増えると言われている社会状況のなか、救命救急センターにおける精神科医療の充実を図るための体制を病院として検討していく必要がある。

3 医療関連感染など医療事故も社会問題化してきている現状において、感染対策の現状把握や現場の感染対策遵守を推進し、問題発生時に速やかに対応するため、専任の病院感染対策担当者を設置することが必要である。

医療スタッフによって引き起こされる医療事故だけではなく、医療関連感染の発生も医療事故として考えられている。耐性菌やノロウイルスによる医療関連感染事例の発生および新型インフルエンザなどの新興感染症の発生など状況は刻々と変化している。性質は異なるが患者だけではなく、医療従事者が「針刺し」で自ら肝炎やエイズウイルスに感染する事故も全国的に多く発生している。医療関連感染の発生は患者にとつてのリスクとともに、病院にとつても大きなリスクである。

平成 16 年に特定機能病院において感染対策担当者の専任配置が制度化された。専任担当者は医療機関内で一定の権限と責任を与えられ組織横断的な活動を行うとともに、地域の支援ネットワークに協力するなどの役割を担っている。

感染対策を行っていく上で重要なことはサーベイランスなどによる現状の把握である。感染対策の根拠や知識以上に、現場を変化させるためには自施設のデータや現状が必要である。感染対策の現状把握や現場の感染対策遵守を推進していくためにリンクナーズが配置されているが、統括する人が存在しなければ

ばリンクナーズの機能は十分に發揮できない。

感染管理の担当者が専任である大きな意味は、問題発生時に速やかに対処できる事である。また、感染状況を把握するためのサーベイランスの実施、マニュアルの整備や定期的な見直し、職員研修の充実など良質で安全な医療を確保することができる。感染管理のためのリーダー的役割を担うためには、感染対策担当者の専任配置が必要である。

4 医療事故を防止し、リスクマネジメントを有効に展開するため専任の病院安全管理担当者を設置する必要がある。

医療施設は、患者の治療を行う医療の現場から、患者に損害をおよぼす事態を発生させてはならない。しかし、手術患者の誤認や薬剤の取り間違いなど、医療の高度化・複雑化を背景に患者の生命に危険をおよぼす医療事故が社会問題となっている。このような中、医療に対する患者側の意識は高まり、医療事故における情報開示や医療過誤としての医療訴訟は年々増加している。医療機関には、安心で満足感があり、質の高い医療提供が求められており、医療における安全性の確保は病院の重要課題となっている。

医療事故防止のためのリスクマネジメントは、システムや風土づくり、職員教育など多岐にわたる取り組みが必要である。組織体制の整備として、平成 14 年にすべての病院を対象に医療に関わる安全管理のための体制の整備を義務づけた医療法施行規則の一部が改正された。また、平成 15 年には特定機能病院および臨床研修病院に対して医療に関わる①医療安全管理を行う者を配置すること②安全管理を行う部門を設置すること③当該病院に患者からの相談に適切に対応する体制を確保することが新たに義務づけられている。

医療事故防止に取り組むためには、事故に関する情報を収集し、事故の背景要因を多方面から分析し、対策を講じ、組織全体に周知徹底させる必要がある。リスクマネジメントを有効に展開するためには、組織内にリスクマネジメントに関する専門的な教育・訓練を受けた専任のスタッフを配置し対応していく必要がある。

5 山梨県立中央病院は、「健全なる経営」と「健全なる経営」が両立出来ない高度・政策医療部門などの特殊医療は県民の医療を優先させ一般病棟と別に損益を度外視して考える必要がある。

山梨県立中央病院（以下本県病院と略す）は本県の中核基幹病院として、県民の健康を保障し疾病に関して安心した生活ができる医療を提供する義務がある。「健全なる経営の上に健全なる医療を提供出来る」ことは公民間病院を問わないが、民間病院での「健全なる経営」とは経営収支が健全であり、赤字でないこと。「健全なる医療」とは経営収支を考えた上で、正しい医療を自分の病院に来院した限られた患者さんに提供することである。当然不採算の医療は出来ない。自分の病院に無い医療を必要とする患者さんには、基幹病院を紹介することになる。従って本県病院は紹介を通して民間病院や開業医に対しても、幅広く開かれた医療を提供することが要求される。

一方本県病院の「健全なる医療」とは、山梨県のように人口が少なく特殊専門病院の極めて少ない地域で、県民と民間病院、開業医の幅広い要求に対して質の高い正しい医療を提供することである。東京方面での充実した専門病院に通院可能な患者さんばかりあえず問題は無いが、それが可能なのはごく一部の限られた患者さんである。救急患者や移動手段の少ない老人など多くの患者にとって、採算性の悪い領域も常に維持する必要がある。この性格を考えれば本県病院の「健全なる経営」とは、収支の額では無いことは自明である。もちろん赤字をそのまま容認するわけではないが、赤字の金額をもって病院経営を評価するのは無意味な循環論に陥るだけで、なんら前向きな議論にはならない。「健全なる経営」とは、納得できる赤字の内容であり、県民への透明性である。全ての分野での税金の使い道を県民に分かりやすく明確にすることを基本とし、この中で本県病院への税金の使われ方を評価するべきである。

本県病院は、第3次救命救急センター・総合周産期母子医療センター・緩和ケア一病棟等、民間では対応困難な高度・先進的医療を担っている。救命救急センターは、平成18年度、県内の第3次救命救急（最重症患者）医療を扱い、ヘリ救急患者も受け容れ、県内救急の最後の砦としての役割を果たしている。平成18年度受け入れ実績は、1,100名である。

総合周産期母子医療センターは、センター設立前、全国的にコースト3であった周産期死亡を平成18年度では上位ベスト3にまで改善することに大いに貢献している。緩和ケア一病棟も、県内唯一の本格的緩和ケア一病棟として、その任を果たし、都道府県がん診療連携拠点病院としての重要な機能の一翼を担っている。

これらの特殊医療は、手厚い看護や高度医療機器整備を必要とするため必然

的に人件費等費用がかさみ、平成18年度病棟別損益分析でも収支の良くない低位グループにランクされる。ちなみに、これら特殊病棟を除くと、一般病棟の損益収支は、減価償却を除く実質収支比率で104%となり、経営分析を行う上でも、これら特殊医療は一般病棟と別に扱う必要がある。

特に、本県病院は、全国同規模自治体病院と比較しても、これら不採算・政策医療部門を多く抱えている実情を考慮する必要がある。

6 県庁から独立した機関とし、自立性を持たせるため、病院長に人事権、予算の決裁などの専決権が必要である。必要ならば、病院長は山梨県内の医療機関以外からの選出も考える必要がある。

現状の地方公営企業法の一部適用下の体制では、本県病院に管理者は設置されないうえ、病院の運営は院長が掌理することとなっているが、院長には人事権や予算執行権が与えられていない。昨今の医療行政の場当たり的で一貫性の無い変革に対して柔軟に対応し生き残るためには、短期、中期、長期目標を実現するべく病院の姿勢を一貫して考え、医療の現場に明るい病院長が管理者として上記権限を持つべきである。

そのための病院経営形態の選択肢としては、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人（一般、特定）、指定管理者制度、民間譲渡などが考えられる。どの病院経営形態がこの保守的な山梨県で効率良く機能するかは今後検討していく必要があるが、病院長へ専決権を委ねた後、経営意識を全職員に徹底し、職員の経営努力が眼に見える様な組織になつてから、さらなる経営形態を検討する方法もある。

また、病院長が診療に忙殺されずに病院の運営に十分時間を割くことが出来るように、病院長が病院内より選出された場合は、当該科にはその期間は定員を1名増員するべきである。

さらに人事権の行使にあたり、長年の病院内勤務で多くのしがらみが出来てしまうのが人情である。そういった沈滞を避けるためにも山梨県以外の医療機関や大学から病院長を招聘し、客観的に納得がいく人事を行うことが必要な場合もある。

7 常勤医師の採用が困難なため、止む無く非常勤医師週4日(32時間)として採用される。しかし、その実態は常勤医師同様、夜間の呼び出し、土・日の診療に携わっている非常勤医師として採用されているため、必要な人材は正規職員として採用すべきである。さもなければ、いずれ待遇面全般を考慮のうえ当該非常勤医師は病院を去る可能性もある。
⇒ 原因は定数管理により必要な人材が確保できないことである。

非常勤医師の採用は自院で行うことの困難な領域の診療を外部医師に委託するものであり、過ないし一ヶ月に数回の勤務が原則である。しかし、定数管理の関係から常勤医師の採用が困難であるため、止む無く非常勤として採用されている医師の存在がある。例えば、週あたり4日(週32時間/週)として採用されているながら、多忙なため常勤医師同様、夜間の呼び出し、土曜・日曜の診療に携わらざるを得ない実態がある。

非常勤医師の最大の不利は、それらの時間外勤務が正当に評価されず、給与に反映されていない点であり、常勤医師同様の勤務をこなしながら、報酬面では多大な不利益を蒙っている。その額は年間数百万円にも達する。

又、専門医としての知識・技術の向上のためには、各種学会や研究会に参加することは必須である。その際にも、常勤医では限度額は定められているものの研修のための旅費の支給が認められているが、非常勤医師は勤続2年を経ないと認められておらず、ほとんどは自費参加となっている。現状は、医師の熱意に依存している状況であり、いずれは疲弊し、病院を立ち去ることは明白である。

このように、県立中央病院の診療に欠くべからざる存在であるにも拘らず、定数管理の名のもとに、その実態に手を付けられない現状があり、必要な人材は迅速に正規職員として採用可能な体制が是非とも必要である。

8 副院長は現在の2名から3名として、現看護部長を副院長の1名とし、その下に新看護部長を置くことも検討すべきである。

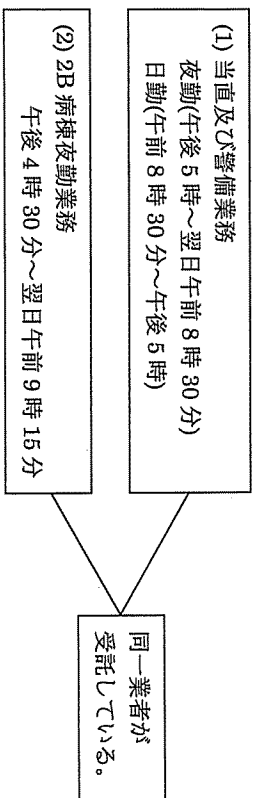
病院長に専決権が委ねられると以後その行使には、副院長の職務が極めて重要になる。病院では看護職員が最も多く、また一番患者さんに接する機会が多く、(医師よりも)長い時間を患者さんと過ごしている。さらに近年認定看護師制度により専門看護師が増えてきている。

病院を支えるのは結局は患者さんであること、また現在の医療行攻下での病院経営はいわば揺れ動く地面の上に家を建てるようなもので、粘り強く柔軟に適応し質の高い正しい医療を県民に提供する本県病院を円滑に運営していくためには、事務職および医師と看護師の強い協力関係が基本であり、看護職を副院長の一人とすることは、重要な課題である。

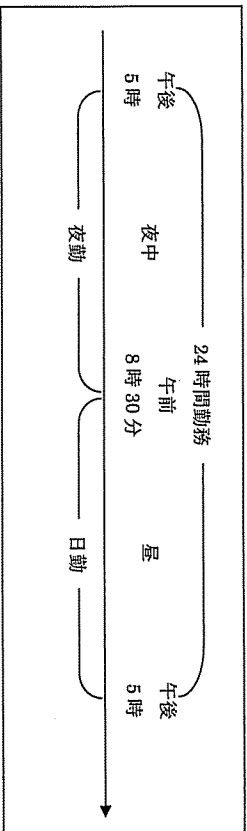
9 県立北病院において、当直及び警備業務を24時間連続して行っていた。また、当直及び警備業務と2B病棟夜勤業務の勤務を同一の警備員が連続して40時間行っているため、警備の安全管理のため業務の受注先に対して勤務状況の見直しを行ってもらう必要がある。

■概要

連続して長時間にわたっている業務の概要は次のとおりである。



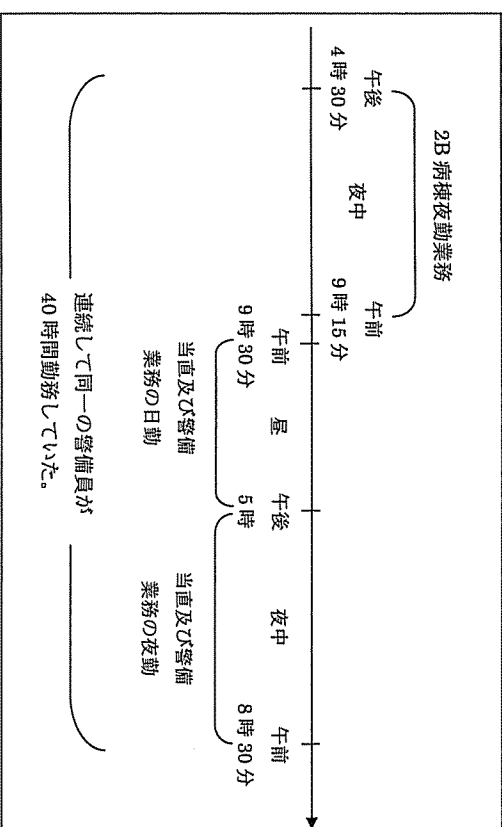
1. 当直及び警備業務を24時間連続して行っていた。



当直及び警備業務委託で上記のように連続して24時間勤務となったことが平成18年度において17回行われていた。

また、同様に日勤→夜勤が2回行われていた。警備の安全管理の観点から連続勤務は見直しが必要と考える。

2. 当直及び警備業務と2B病棟夜勤業務の勤務を同一の警備員が連続して40時間行っているため、警備の安全管理のため、業務の受注先に対して勤務状況の見直しを行ってもらう必要がある。



上記は平成18年11月25日、26日の同一警備員の勤務であり、警備の安全管理の観点から業務の受注先に対して勤務状況の見直しを行ってもらう必要がある。

また、当直及び警備業務の日勤→2B病棟夜勤業務も平成18年度において2回行われていた。

10

山梨県の予算は、事業費を基に計算し財政課長査定、総務部長査定、知事査定される。このため背後にある多額の人件費が隠れてしまっており全体のコストが把握されていない状況である。したがって予算編成の査定時には、次のように総費用で検討してみることも重要である。

事業費＋人件費＝総費用

予算編成の時に各所属が財政課に各種事業を要求してくるが、それを財政課で査定するわけである。この時に現在山梨県では、事業費を基に査定の判断としているため金額が数十万円であれば、慎重に検討した結果当該事業のためには必要だろうということで予算がつけられると思われる。

しかし、予算がつくと今度は仕事をするために職員の労働力が必要になる。仮に事業費が50万円だとしても、その事業に0.8人の人件費がかかるとすると(県職員の平均給与を800万円とする。)総費用は50万円＋640万円＝690万円ということになる。出来れば、全ての事業について人件費の総額でもって当該事業の必要性を査定することが今後必要と考える。(但し、当該事業の人件費にどれだけの人数が投入されるかを数値化することは難しい面もあると思われる。)さらに県民にも各種事業に総費用がどれだけかかっているかを県のホームページに掲載することが出来れば、住民(県民)の視点から当該事業の必要性がチェックされ、財政課の査定の判断材料ともなると考える。思うに全ての事業について事業費と人件費の総額を把握することが困難であれば、例えば100万円未満の事業費について全て事業名、事業の内容、事業費、人件費をデインスクローズ(公開)してみる必要もあると考える。つまり、当該事業が本当に住民のためになるか、地域のためになるかを基軸として検討する必要がある。

11

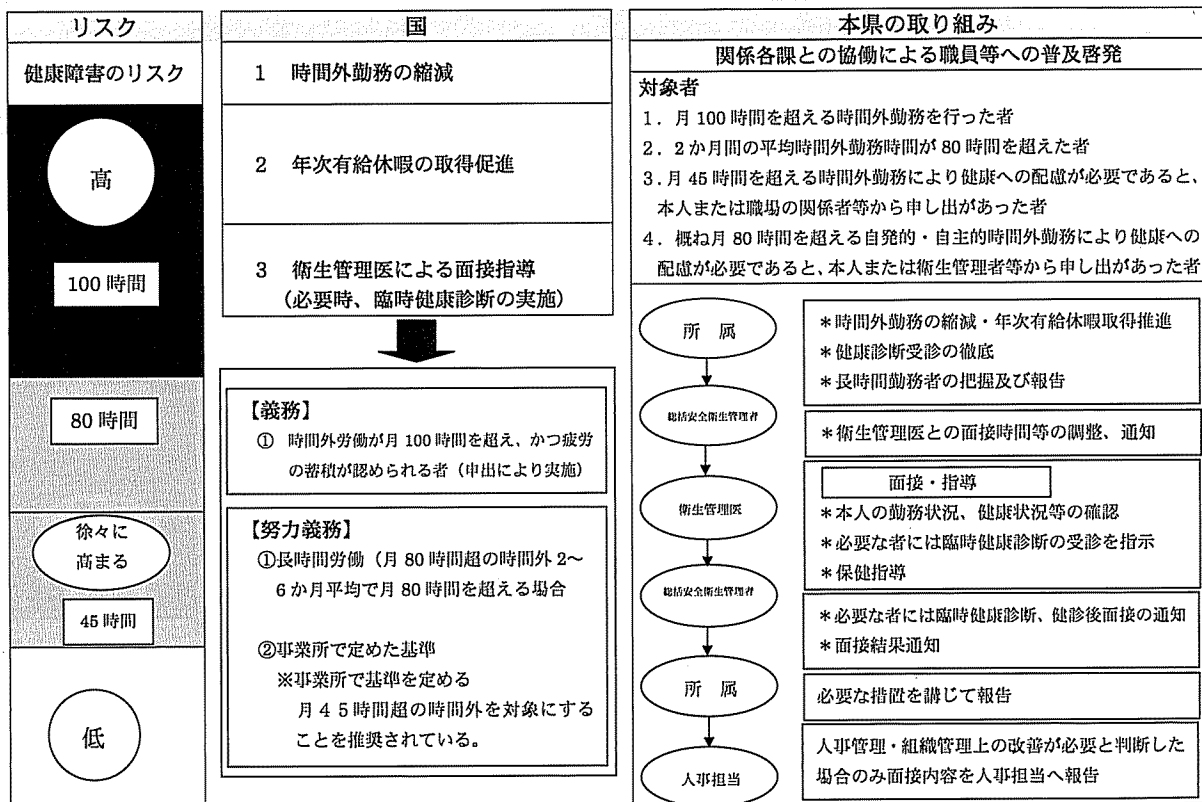
労働安全衛生法が改正され、平成18年4月1日(施行日)以降長時間労働者への医師による面接指導が実施されることになった。山梨県においても「過重労働による健康障害防止のための対策実施要領」が作成され、平成18年4月1日から施行されているのであるが、現状は要領にしたがった運用がなされていない所属があった。

労働安全衛生法が改正され、平成18年4月1日から長時間労働者への医師による面接指導が実施されることとなった。(法第66条の8、第66条の9、第104条)知事部局では、「過重労働による健康障害防止のための対策実施要領」において、次のように対応することとした。

1. 目的
労働安全衛生法第66条の8に基づき、一定時間以上の時間外勤務を行った職員に対し、健康障害を未然に防止することを目的とし、健康管理対策を実施する。
2. 長時間勤務者の報告と衛生管理医の指導
所属長は、次の要件に該当する職員がいた場合には、翌月10日まで「長時間勤務者報告書」により総括安全衛生管理者へ報告する。
 - ① 100時間を超える時間外勤務を行った者
 - ② 2ヶ月間の平均時間外勤務時間が80時間を超えたもの
 - ③ その他
3. 総括安全衛生管理者は「長時間勤務者報告書」により報告があった場合は、当該職員と衛生管理医との面接の日程調整を行い所属長あて通知する。
4. 所属長は、当該職員が面接を受けられるよう業務の調整を行うとともに、面接勧奨を行う。また、「長時間勤務者問診票」の持参について指示する。
5. 総括安全衛生管理者は、衛生管理医による面接指導結果について所属長あて通知する。
6. 所属長は、面接指導結果に基づき必要な事後措置を速やかに講じるとともに、その内容を総括安全衛生管理者へ報告する。

教育委員会でも同様の要領を策定し、平成18年4月1日から施行している。

長時間勤務者に対する健康管理対策体系図



過重労働による健康障害防止のための対策実施要領に違反している所属(部局及び所属を指定しての抽出調査である)

氏名	教育委員会事務局													合計	対応 有○無×
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
A	52	39	32	30	20	24	37	39	38	47	127	172	657	×	
B	60	66	28	67	32	11	13	65	62	18	86	139	647	×	
C	36	40	33	23	27	13	21	25	34	34	117	181	584	×	
D	18	7	23	0	0	0	0	0	39	19	105	154	365	×	
E	33	19	14	6	8	34	10	19	46	46	39	117	391	×	
F	7	47	12	0	0	0	83	86	38	6	10	8	297	×	
氏名	福祉保健部													合計	対応 有○無×
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
G	49	66	72	61	78	70	90	82	81	85	81	86	901	×	
H	50	78	70	57	34	10	78	11	47	73	53	30	691	×	
氏名	土木部													合計	対応 有○無×
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
I	63	93	81	14	12	12	52	78	22	60	50	51	588	×	
J	16	69	115	16	16	6	61	69	75	44	22	32	541	×	
K	69	64	61	56	32	60	106	44	57	63	68	103	783	×	

1 2

総務部消防防災課の時間外勤務状況は、12時間30分継続勤務が行われたり、また財政課においては12月、1月に100時間を越える職員が大部分であるため、労働安全衛生法を遵守して、過重労働による健康障害防止に留意すべきである。

① 消防防災課の時間外勤務等命令簿を調査したところ、消防防災時の休日出勤において副主査1名について休憩時間が7:00から19:30の連続12時間30分勤務が行われていた。尚、当該命令簿の時間外勤務に基づき時間外手当の計算が行われている。

② 総務部財政課の時間外勤務状況を調査したところ、月100時間超時間外勤務している職員が18名中平成18年12月に12名、平成19年1月に17名いた。また、150時間丁度の時間外勤務している職員がそれぞれ7名、1名いた。時間外勤務について毎月150時間の打ち切り等は行っていないようであるが、時間外勤務命令に当たっては毎月150時間を限度の目安にして業務の割り振りを行っていることである。

1 3

1 3 県職員の再就職について全体像（再就職先の名称及び就職先でのポスト）を把握するとともに、過大退職金の支払の有無、支払額について検討を行った。この結果、山梨県定年退職者の再就職に関する取扱いでは再就職先での退職手当等は支給しないことになっているが、実際は、再就職先の規程により支払われているところが約半分あり再就職者を受け入れている団体においては、山梨県定年退職者の再就職に関する取扱いに準拠した対応が望まれる。但し、退職金は在職期間1年から5年程度ですべて100万円以下であり、社会連念上高額といわれるような額ではなかった。

山梨県定年退職者の再就職先は全部で106団体（財団法人、社団法人、株式会社等）あり、在職期限を3年としているため、おおむね1年35人程が再就職することとなる。また、再就職先のポストも会長、理事長から一般職員、相談員まであり多岐にわたっている。
県の方から推薦した職員は平成16年度31人、平成17年度31人、平成18年度45人である。

山梨県定年退職者の再就職に関する取扱いは次のとおりである。

山梨県定年退職者の再就職に関する取扱

1 関係団体の範囲

県が出資、補助、貸付及び委託等を行っている団体で、県の事務又は事業と密接な関連を有しているものとしている。

2 再就職者の推薦

県は、関係団体から退職者の推薦の要請があったときは、再就職を希望する者の知識、経験、適性等を勘案して行っている。

3 在職の期限

推薦により再就職する者は、3年まで在職するものとして、退職者及び関係団体に要請している。

4 給与等

(1) 給料（報酬）

再就職者の給料又は報酬の額は、関係団体の規定に基づき支給する。

(2) 退職手当等

退職手当（これに相当するものを含む。）は支給しないこととする。
この取扱は、平成15年度末退職者から適用している。

山梨県定年退職者の再就職先一覧表

NO.	名称	NO.	名称
1	(社)青少年育成山梨県民会議	28	梨の実寮
2	山梨県土地開発公社	29	(福)社会福祉事業会 清山寮
3	(財)やまなし文化学習協会	30	(財)山梨県生活衛生営業指導センター
4	(財)山梨県国際交流協会	31	(社)山梨県歯科医師会
5	(財)山梨県青少年協会	32	(福)山梨県社会福祉協議会
6	(財)山梨県消防協会	33	あさひセンター
7	山梨県行政書士会	34	もえぎ寮
8	山梨県納税貯蓄組合連合会	35	山梨県障害者福祉協会
9	山梨県市長会	36	日本赤十字社山梨県支部
10	山梨県私学協会	37	韭崎京ヶ丘病院
11	山梨県町村会	38	中央森林組合
12	(財)消防試験研究センター 山梨県支部	39	林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部
13	山梨県市町村自治センター	40	(社)山梨県治山林道協会
14	(社)山梨県危険物安全協会	41	山梨県林業団体協議会
15	(財)理容師美容師試験研修センター 山梨県支部	42	山梨県山砕石事業協同組合
16	みだいな寮	43	(財)山梨県林業公社
17	(社)山梨県看護協会	44	(社)山梨県造園建設業協会
18	(福)山梨県社会福祉事業団 かえで(石和)	45	峡東森林組合
19	(社)山梨県老人クラブ連合会	46	(株)清里の森管理公社
20	あけぼの医療福祉センター-成人寮	47	山梨県森林組合連合会
21	県立青い鳥老人ホーム	48	(財)山梨県森林土木コンクリート
22	(学)看護学園甲府看護専門学校	49	(財)山梨県緑化推進機構
23	(社)山梨県食品衛生協会	50	山梨県山林種苗緑化木協同組合
24	(福)園樹会向徳舎	51	山梨県森林整備生産事業協同組合
25	(財)山梨県共同募金会	52	山梨県木材協同組合連合会
26	山梨県国民健康保険団体連合会	53	(財)山梨県環境整備事業団
27	宝山寮	54	(社)山梨県恩賜林保護組合連合会

NO.	名称	NO.	名称
55	峡北森林組合	81	(社)山梨県青果物経営安定基金協会
56	(社)山梨県産業廃棄物協会	82	(社)山梨県配合飼料価格安定基金協会
57	山梨県酒造組合	83	(社)山梨県農業振興公社就農支援センター
58	(社)啓明協会山梨県支部	84	(株)山梨県食肉流通センター
59	山梨県職業能力開発協会	85	(社)山梨県建設業協会
60	(財)21世紀職業財団山梨事務所	86	(社)山梨県建築士会
61	(財)やまなし産業支援機構	87	山梨県ユカート工業組合
62	(社)日本橋接協会山梨県支部	88	山梨県道路公社
63	山梨県火災共済協同組合	89	(社)山梨県測量設計業協会
64	山梨県信用保証協会	90	(社)山梨県建築士事務所協会
65	(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター	91	山梨県建設業協同組合
66	(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	92	山梨県土木コンクリート・ブロック協同組合
67	(社)山梨県観光物産連盟	93	東日本建設業保証(株)山梨支店
68	(社)山梨県土地改良協会	94	(財)山梨県公園公社
69	笛吹川沿岸土地改良区	95	山梨県下水道公社
70	(財)山梨県子牛育成協会	96	(社)山梨県建設技術センター
71	(社)山梨県獣医師会	97	山梨県住宅供給公社
72	(社)山梨県農業用廃リサイクル処理センター	98	(財)山梨県体育協会
73	釜無川右岸土地改良区連合	99	山梨県立美術館協力会
74	山梨県農業会議	100	増穂町商工会
75	笛吹川沿岸土地改良区	101	中央市商工会(田富玉穂商工会)
76	(財)山梨県馬事振興センター	102	市川三郷商工会
77	(社)山梨県畜産協会	103	甲斐市商工会(竜王町商工会)
78	J A山梨中央会	104	山梨市商工会
79	山梨県漁業協同組合連合会	105	北杜市商工会
80	山梨県農業信用基金協会	106	昭和町商工会

(注)上記再就職先のポストとしては、①会長、②理事長、③副理事長、④専務理事、⑤常務理事、⑥参与、⑦参事、⑧理事、⑨事務局長、⑩事務長、⑪文部長、⑫次長、⑬課長、⑭所長、⑮施設長、⑯主査、⑰職員、⑱推進員、⑲相談員、⑳専門員、㉑社長、㉒専務取締役、等である。

再就職先での役職名、在職期間、退職金支給額の概要

NO.	法人等の名称	役職名	退職金 支給の有無	在職期間	支給地域		支給額
					自己都合	法人都合	
1	A	理事長	無	1年 0ヶ月			
2	B	専務理事	有	3年 0ヶ月		○	100万円以下50万円超
3	C	会長	有	1年 0ヶ月	○		100万円以下50万円超
4	D	理事長	無	3年 0ヶ月			
5	E	専務理事	無	1年 0ヶ月			
6	F	専務理事	有	3年 0ヶ月		○	50万円以下
7	G	専務理事	無	0年 11ヶ月			
①	a	事務局長	有	1年 9ヶ月		○ (注1)	50万円以下
②	b	施設長	有	3年 2ヶ月		○ (注1)	50万円以下
③	c	課長	有	5年 0ヶ月		○	100万円以下50万円超
④	d	課長	有	1年 6ヶ月	○		50万円以下
⑤	e	参事役	無	4年 0ヶ月			
⑥	f	事務局長	無	3年 0ヶ月			

上記A～Gまでは、再就職時に法人の役員として再就職したものである。

a～fまでは、再就職時に法人の職員として再就職したものである。

(注1) 在職期間が1年9ヶ月の事務局長及び3年2ヶ月の施設長は年の途中なので自己都合退職と考えられるが、内容を確認したところ、退職手当共済制度に加入して、そこから一律に支払われるとか、平均標準給与月額に勤続期間に応ずる率をかけて一律に支払われるため、自己都合、法人都合という区分けがない法人であった。

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十年四月二十三日

山梨県監査委員
横 中 森 良
同 同 同 照
同 同 同 元
高 清 野 武 剛
野 水 武 剛

○山梨県住宅供給公社

1 所 管 課 県土整備部住宅課

2 監査執行年月日 平成19年9月10.11日、11月7.21日、平成20年2月27日

3 監査対象期間 平成18年度

4 指 摘 事 項 県営住宅退去時に行う居室の原状回復修繕の費用のうち退去者負担金に多額の未収金が確認された。この未収金について、帳簿外で処理を行っていた。

5 講 じ た 措 置 指摘された未収金については、公社が立替えていることから、立替金に計上するとともに、早期の解消を図る。なお今後、現状回復修繕は、退去者の自己修繕とする。